※これは書面による手続を示した例です

○○年○○月○○日

監事各位

社会福祉法人○○○会
理事長　○○　○○

理事会の決議の目的である事項の提案等について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

　さて、社会福祉法第45条の14第９項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の規定（理事会の決議の省略）に基づき、下記のとおり理事会の決議の目的である事項（議案）を提案いたします。

監事の皆様におかれては、議案の内容をご検討いただき、当該全議案に異議がない場合には、別紙「理事会決議事項についての異議確認書」に記名押印の上、本会へご返送いただきますようお願い申し上げます。

なお、同条及び定款第○○条第○項の規定に基づき、当該全議案について監事の皆様全員から異議の申し出がなく、かつ理事の皆様全員から同意をいただけた場合には、当該議案を可決する理事会の決議があったものとみなし、理事会を開催しないこととさせていただくことを申し添えます。

記

１　提案事項

第１号議案　　*議案名記載*

議案の概要　　*議案の概要記載*

第２号議案　　*議案名記載*

議案の概要　　*議案の概要記載*

２　同意書の送付について

○○年○○月○○日までにご送付いただくようお願いいたします。

３　連絡先

社会福祉法人○○○会　法人本部（担当○○）
電話　○○○－○○○－○○○○

|  |
| --- |
| 【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律】（理事会の決議の省略）第96条　社会福祉法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができる。【社会福祉法人定款例】（決議）第26条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。 |

**理事会決議事項についての異議確認書**

私は、理事会の決議の目的である事項に係る下記提案事項（○○年○○月○○日付）の全てについて異議はありません。

記

【提案事項】

第１号議案　　*議案名記載*

議案の概要　　*議案の概要記載*

第２号議案　　*議案名記載*

議案の概要　　*議案の概要記載*

　　　　年　　月　　日

社会福祉法人○○○会

理事長　○○　○○　様

氏名　　　　　　　　　㊞